

消防消第137号
消防予第235号
消防危第102号
平成25年6月14日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「整備法」という。）が本日公布され、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）が改正されることとなりました。

今回の改正は、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律の一括改正を主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 消防組織法の一部改正関係（整備法第7条）

- （1）消防長及び消防署長の資格に関する基準については、市町村が政令で定める基準を参酌して条例で定めることとしたこと（消防組織法第15条第1項及び第2項）。
- （2）都道府県知事が、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告した時は、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならないとされている規定を廃止したこと（消防組織法第33条第5項）。

2 消防法の一部改正関係（整備法第8条）

委任都道府県知事が、指定試験機関に対し、危険物取扱者試験事務又は消防設備士試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合、総務大臣に報告しなければならないとされている規定を廃止したこと（消防法第13条の8第1項、第13条の19第2項及び第17条の9第4項）。

3 施行期日

(1) 消防組織法の一部改正関係

1 (1) の改正事項については、平成26年4月1日としたこと（整備法附則第1条第2号）。

1 (2) の改正事項については、公布の日としたこと（整備法附則第1条）。

(2) 消防法の一部改正関係

2 の改正事項については、公布の日としたこと（整備法附則第1条）。

4 経過措置

施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正後の消防組織法第15条第2項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、消防長及び消防署長の資格については、なお従前の例によることとしたこと（整備法附則第2条）。

5 その他

整備法の施行後3か月を目途に、改正後の消防組織法第15条第3項に規定する市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を公布し、それに伴い、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）を廃止する予定であること。

【消防組織法関係】

消防・救急課 課長補佐 岡地、事務官 馬内
電話：03-5253-7522（直通）

【消防法関係】

(消防設備士試験関係)

予防課 課長補佐 土屋、事務官 松浦
電話：03-5253-7523（直通）

(危険物取扱者試験関係)

危険物保安室 課長補佐 加藤、事務官 山本
電話：03-5253-7524（直通）

資料目次

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）本文（抄） …… 1
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）新旧対照表（抄） …… 5

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

第二章 総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第六条 （略）

（消防組織法の一部改正）

第七条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「政令」を「これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として

市町村の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

第三十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

（消防法の一部改正）

第八条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第一項中「、その旨を総務大臣に報告するとともに」を削る。

第十三条の十九第二項中「、総務大臣に報告するとともに、」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条

（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十

九条―第六十七条）を 「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七

条） 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴

う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」 に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び

第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第

二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の

改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

三（略）

（消防組織法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第七条の規定（消防組織法第十五条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第七条の規定による改正後の消防組織法第十五条第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、消防長及び消防署長の資格については、なお従前の例による。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文
 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>（消防職員の任命） 第十五条 （略）</p> <p>2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>（推進計画及び都道府県知事の関与等） 第三十三条 （略） 2～4 （略） （削る）</p> <p>5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>（消防職員の任命） 第十五条 （略）</p> <p>2 消防長及び消防署長は、政令</p> <p style="text-align: center;">で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>（新設）</p> <p>（推進計画及び都道府県知事の関与等） 第三十三条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならぬ旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならぬ。</p> <p>6 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、<u>当該</u>指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせる<u>こととしたときは、その旨を</u>公示しなければならない。</p>	<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、<u>その旨を総務大臣に報告するとともに、</u>当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせる<u>こととしたときは、その旨を、</u>総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。</p>